

建設工事請負契約等の契約保証、前払金保証、中間前払金 保証の電子化について(お知らせ)

建設工事請負契約等の契約保証、前払金保証及び中間前払金保証について、電子保証等の 取扱いを開始します。対象となる契約は、川越市建設工事標準請負契約約款、川越市標準委 託契約約款、川越市土木設計業務標準委託契約約款、川越市建築設計業務標準委託契約約款 を適用するものとなります。なお、従来どおり書面による手続も可能です。

1 電子保証等の対象

保証の種別	工事	委託(※1)	保証事業会社(※2)	保険会社
契約保証	0	_	契約保証証書	公共工事履行保証証書 履行保証保険証書
前払金保証	0	0	前払金保証証書	_
中間前払金保証	0	_	中間前払金保証証書	_

- ※1 委託契約のうち、建設工事に係る設計・調査・測量の委託のみが対象となります。
- ※2 東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業保証(株)

2 電子化した保証証書等の提出方法

(1) 保証事業会社による契約保証、前払金保証、中間前払金保証の場合

契約締結日までに、保証事業会社から発行されるPDFファイル(「電子保証にかかる認証キー」のお知らせ)を、電子メールにて契約課に提出してください。詳しくは、東日本建設業保証(株)作成のリーフレット「川越市で電子保証が始まります!」をご覧ください。

(2) 保険会社による契約保証の場合

契約締結日までに、保証証券等確認システム(WEB プラットフォーム)上にアップロード された電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を提供してください。詳しく は、「工事履行保証(履行ボンド)及び履行保証保険による契約保証の場合」をご覧ください。

3 適用日

令和6年11月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う建設工事請負契約 又は建設工事に係る設計・調査・測量の委託契約に係る案件から適用します。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 保証の電子化

で|検索

川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】 総務部契約課工事担当 電話番号:049-224-5632